

— 脱原発を「国策」として実現するために —

## 緊急集会！「脱原発基本法」の制定を目指そう！

10月5日(金)19:30～ 佐賀市民会館 大会議室

私たちは、もう原発とは共存できません。一日も早く、脱原発を実現させなければなりません。3.11を契機に設立した脱原発弁護団全国連絡会は、全国の弁護士に対して、国内のすべての原発について運転差止・設置許可取消訴訟の提起を呼び掛けました。その結果、ほとんどの原発について、訴訟が提起されました。

一方、政府は「脱原発依存」と言いつつも、「2030年代までに原発稼働ゼロを可能とするよう、あらゆる政策資源を投入する」という極めてあいまいなエネルギー戦略すら閣議決定ができず、原発の新設・増設にも含みを残すような腰砕けの状況です。この背景には、「原子力基本法」で、原子力の推進が国策として掲げられたままであるという根本的な問題があります。

私たちは、個別の訴訟でたただかうだけでは、このような「国策」としての脱原発の実現は困難だと考え、8月22日、脱原発法制定全国ネットワークを結成し、超党派の国会議員に対して脱原発法の制定をはたらきかけました。その結果、103名の国会議員の賛成・賛同を得て、先の国会の最終日に、「脱原発基本法案」が衆議院に提出されました。同法案は、次期国会に継続審議となっています。次の総選挙では、この法案を”リトマス試験紙”として、本物の脱原発議員か、口先だけの脱原発議員かを見極めていくことが重要です。

この緊急集会では、全国での原発運転差止め訴訟で活躍し、「脱原発基本法案」の制定運動にも当初から関わっている河合弘之弁護士と海渡雄一弁護士が、この法案の内容と意義について詳しく解説し、併せて、佐賀のみなさんと意見交換をしたいと思えます。

ぜひ、たくさんの方にお集まりいただきたく、よろしくお願いいたします。

- 日時 2012年10月5日(金)  
19:00 開場 19:30 開会 (21:00 終了予定)

- 場所 佐賀市民会館 大会議室  
(佐賀市水ヶ江 1-2-20)

- ◇ 国道264号線「佐嘉神社前」交差点から南へ入る
- ◇ JR佐賀駅南口から約2km、徒歩約30分
- ◇ 佐賀駅バスセンター3、4、5、7番のりばからのバス  
(要行き先確認)で「佐嘉神社前」下車、徒歩約2分

- 参加費 無料
- 主催 脱原発弁護団全国連絡会  
脱原発法制定全国ネットワーク
- 問合せ 脱原発弁護団全国連絡会

事務局 菅波 完 E-mail [sugenami@nifty.com](mailto:sugenami@nifty.com)  
携帯 070-5074-5985 FAX 03-5511-4411

- 取材・テレビカメラも大歓迎です。



※ 「脱原発基本法案」は、<http://datsugenpatuhonet.blog.fc2.com/> に掲載されています。